指定施設一覧 (第4条)

- 1 畜舎(馬の飼養に用いるものであつて、同一敷地内におけるその総面積が260平方メートル以上500平方メートル未満のものに限る。)
- 2 車両の洗浄施設(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第71号に規定するものを除く。)
- 3 地方卸売市場(卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定するものをいう。)に設置される卸売 場及び仲卸売場(青果物に係るもの及び水産物に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第69号の3に規 定するものを除く。)に限る。)
- 4 廃油処理施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第70号に規定するものを除く。)
- 5 練炭又は豆炭の製造の用に供する排ガス洗浄施設
- 6 舗装材料の製造の用に供する洗浄施設
- 7 パン又は菓子の製造の用に供する洗浄施設(従業員30人以上の工場又は事業場に係るものに限る。)
- 8 病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定するものをいう。)に設置されるちゆう房施設, 洗浄施設及び入浴施設(水質汚濁防止法施行令別表第1第68号の2に規定するもの及び湖沼水質保全特別 措置法(昭和59年法律第61号)第3条第2項の指定地域にあつては、湖沼水質保全特別措置法施行令(昭和6 0年政令第37号)第5条第1号に規定するものを除く。)
- 9 特定給食施設(健康増進法(平成14年法律第103号)第20条第1項に規定するものであつて,1日に300食以 上の食事を供給するもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の4に規定するものを除く。)に限る。)
- 10 段ボール箱製造の用に供するコルゲートマシン
- 11 納豆製造業の用に供する湯煮施設(蒸煮施設を含む。)
- 12 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設(総床面積が120平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の5に規定するものを除く。)に限る。)
- 13 飲食店(次項及び第15項に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が100平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の6に規定するものを除く。)に限る。)
- 14 そば店, うどん店, すし店のほか, 喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店(次項に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設(総床面積が150平方メートル以上の事業場に係るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の7に規定するものを除く。)に限る。)
- 15 料亭,バー,キャバレー,ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、 又は客にダンスをさせるものに設置されるちゆう房施設(総床面積が360平方メートル以上の事業場に係 るもの(水質汚濁防止法施行令別表第1第66号の8に規定するものを除く。)に限る。)
- 16 野菜又は果実の洗浄, 切断等による加工(当該野菜又は果実の本質を変えず形態のみを変化させることをいう。)を専ら行う業の用に供する洗浄施設及び原料処理施設
- 17 建築基準法施行令第32条第1項第1号の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が51人以上 200人以下のし尿浄化槽
- 18 指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理 施設

備考

この表において「指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く。)の処理施設」とは、指定施設を設置する複数の工場又は事業場から排出される水の共同処理施設及び指定施設を設置する工場又は事業場から排出される水を別の工場又は事業場において処理する場合の処理施設をいう。